

決裁・供覧

件名	令和2年度 羽田空港機能強化に係る情報提供・意見把握検討等業務の実施及び見積徴収執行について			文書番号			
				国空首都第 158号			
伺い文	別紙1参照						
起案	起案日	令和2年3月31日		受付日			
	部署	国土交通省 航空局 航空ネットワーク部 首都圏空港課		決裁	決裁処理期限日		
					決裁日	令和2年4月2日	
	起案者	横田 悠人		施行	施行処理期限日		
					施行日	令和2年4月2日	
	連絡先	49327		行	施行先		
					施行者		
	大分類	契約に関する事項		格付け	取扱上の注意		
	中分類	契約					
	名称(小分類)	別紙2参照					
取扱区分	秘密区分	なし		格付け	機密性格付け	2	
	秘密期間終了日				取扱制限		
	指定事由			保存	行政文書保存期間	5年	
					保存期間満了時期	令和7年3月31日	
決裁・供覧欄							
備考欄							

	航空局 和田 浩一（局長）【済】
	航空局 飯嶋 康弘（次長）【済】
	航空局 総務課 平嶋 隆司（課長）【済】
	航空局 総務課 吉田 誠（企画官）【済】
	航空局 予算・管財室参事官（航空予算担当） 黒須 卓（参事官）【済】
	航空局 予算・管財室参事官（航空予算担当） 宮腰 光彦（課長補佐）【済】
	航空局 予算・管財室参事官（航空予算担当） 三田村 徹（係長）【済】
決	航空局 予算・管財室参事官（航空予算担当） 野田 健太（係員）【済】
裁	航空局 予算・管財室管財補給管理室 堀 寿次（室長）【済】
	航空局 予算・管財室管財補給管理室 穴澤 孝史（課長補佐）【済】
	航空局 予算・管財室管財補給管理室 鈴木 裕基（専門官）【済】
供	航空局 予算・管財室管財補給管理室 田場 吉人（係長）【済】
	航空局 予算・管財室管財補給管理室 中井 一貴（一般職員）【済】
覧	航空局 航空ネットワーク部 平岡 成哲（部長）【済】
欄	航空局 航空ネットワーク部 首都圏空港課 鎌本 浩司（課長）【済】
	航空局 航空ネットワーク部 首都圏空港課 塚本 智茂（課長補佐）【済】
	航空局 航空ネットワーク部 首都圏空港課 高橋 直暉（係長）【済】
	航空局 航空ネットワーク部 首都圏空港課 町田 蔵（係長）【済】
	航空局 航空ネットワーク部 首都圏空港課 東京国際空港企画室 飯田 修章（室長）【済】
	航空局 航空ネットワーク部 首都圏空港課 東京国際空港環境企画調整室 鈴木 信昭（室長）【済】
	航空局 航空ネットワーク部 首都圏空港課 東京国際空港環境企画調整室 曾我 昭雄（専門官）【同報】

航空局 航空ネットワーク部 首都圏空港課 東京国際空港環境企画調整室
宮野 保和（専門官）【同報】

航空局 航空ネットワーク部 首都圏空港課 東京国際空港環境企画調整室
楠田 哲平（主査）【同報】

航空局 航空ネットワーク部 首都圏空港課 東京国際空港環境企画調整室
橋本 和典（主査）【同報】

航空局 航空ネットワーク部 首都圏空港課 東京国際空港企画室
須山 翔太（課長補佐）【同報】

航空局 航空ネットワーク部 首都圏空港課 東京国際空港企画室
川津 俊輔（係長）【同報】

航空局 航空ネットワーク部 首都圏空港課 東京国際空港企画室
山本 健太（研修員）【同報】

航空局 航空ネットワーク部 首都圏空港課
湯浅 圭太（係員）【同報】

決 航空局 航空ネットワーク部 首都圏空港課
相原 健太（主査）【同報】

航空局 航空ネットワーク部 空港計画課 大都市圏空港調査室
熊谷 淳彦（係長）【同報】

裁

・

供

覧

欄

羽田空港機能強化に係る情報提供・意見把握検討等業務について、別添のとおり実施及び企画競争委員会において審査、特定した「株式会社博報堂」に対し見積徴収することとしてよろしいか伺う。

※令和2年度案件

【業務内容】

本業務は羽田空港における新飛行経路の運用開始後である令和2年度においても引き続き、国際線の増便によるメリットや効果、新飛行経路の運用状況、騒音・落下物対策、騒音値の状況等について、主に飛行経路下の住民を対象に情報提供を行うものである。

伺
い
文

文
書
番
号

名
称
（
小
分
類
）

令和2年度 羽田空港機能強化に係る情報提供・意見把握検討等業務

共
同
起
案
者
欄

実 施 計 画				
1. 実施概要				
件名	羽田空港機能強化に係る情報提供・意見把握検討等業務			
実施概要及び理由	別添実施概要及び理由書を参照			
工事内容、履行内容又は調達内容	別添仕様書を参照			
工事場所、履行場所又は納入場所	国土交通省航空局			
工期、履行期間又は納入期限	契約締結日の翌日 から 令和3年3月31日 まで			
発注者が提供する財産・物品等の有無	有（貸与品・寄託品・支給材料・国の施設の提供）・ <input checked="" type="radio"/> 無			
受注者から引渡される財産・物品等の有無	有（工事目的物・ <input checked="" type="radio"/> 成果物・撤去物・借受物品）・無			
建設リサイクル法	対象（特定建設資材解体工事・特定建設資材使用工地） 対象外（対象外工事・規模基準以下）			
成果物に係る著作権の帰属	<input checked="" type="radio"/> 発注者 ・ 受注者（全部・一部）			
2. 発注担当機関へ提出する書類及び内容				
担当職員関係	担当職員別	所属・官職・氏名		備考（連絡先等その他）
	実施計画発議担当職員	航空局航空局航空ネットワーク部首都圏空港課		内線 49327
	仕様（設計）、積算等担当職員	（分任）支出負担行為担当官補助者任命簿により任命		
	予算執行職員の補助者の任命方法	包括任命済・ <input checked="" type="radio"/> 個別任命（別添任命簿（当該案件用・依頼先用）を参照）		
契約関係	監督（調査）職員及び検査職員	別添監督職員、検査職員任命簿を参照		
	契約実施の依頼の有無	有（別添契約実施申請書を参照）・ <input checked="" type="radio"/> 無		
	上記が有の場合の理由	当官署で契約できる範囲を超えるため・その他（ ）		
	受注者の決定方法	複数者による見積徴取（別添見積業者調書を参照）・ 特定者との見積徴取（別添随意契約理由書を参照） ・その他		
支払関係	契約締結時に使用する契約書又は請書	<input checked="" type="radio"/> 標準契約書（総価・単価）・標準請書（総価・単価）・別紙契約書・省略		
	完了払以外の支払条件	前金払・中間前金払・出来高部分払又は既履行部分払（回）・ 部分引渡しに伴う支払・給付確認検査の分割実施に伴う支払（回） <input checked="" type="radio"/> 無		
	支払手続において使用する通貨	<input checked="" type="radio"/> 日本国通貨 ・ 外貨		
	執行予定の予算	令和2年度 <input checked="" type="radio"/> 本予算・補正（第次）・国庫債務（力年）・ 繰越（明許・翌債・事故）		
予算関係	年度、種類、国庫債務又は繰越の事項名、支出科目	事項名) 空港整備事業費		
		歳出年度	会計（勘定）	項
		令和2年度	自動車安全特別会計 (空港整備勘定)	空港整備事業費
		予算事項)	目)	目の細分) 又は 費途別区分)
			空港整備事業費	測量設計費
	契約に必要な金額	別添封緘済み封筒内の積算価格調書等を参照		
	示達経理簿登記及び確認者（配賦先の示達経理担当者）	所属・担当・確認印		
		航空局航空ネットワーク部首都圏空港課 町田 蔵		

(備考) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4縦とする。
2 必要に応じて適宜事項を加除して使用するものとする。

入札（見積徴取）執行及び契約締結（変更）			
1. 契約関係			
件名	羽田空港機能強化に係る情報提供・意見把握検討等業務		
実施計画官署	自官署・他官署	備考	首都圏空港課
契約締結区分	当初契約・契約変更（増額・減額・増減額なし）		
政府調達に関する協定に適用する調達対象	対象・対象外		
契約方式	競争契約（一般競争入札方式・指名競争入札方式）・随意契約		
競争契約の場合の落札方式	最低価格落札方式・総合評価落札方式（加算方式・除算方式）		
適用条項	会計法第29条の3第4項		
	予算決算及び会計令第102条の4第3項		
低入札価格調査対象	特別重点調査対象・対象・対象外		
入札保証金及び契約保証金の納付対象	入札保証金（納付対象・免除）・契約保証金（納付対象・免除）		
契約締結時に使用する契約書又は請書	標準契約書（総価・単価）・標準請書（総価・単価）・別紙契約書・省略		
2. 支払関係			
前金払の有無及び割合	有（契約金額（総額・各年度年割額）の %以内）・無		
中間前金払の有無及び割合	有（契約金額（総額・各年度年割額）の %以内）・無		
出来高部分払又は既履行部分払の有無	有（回以内）・無		
履行完了前の部分引渡しに伴う支払の有無	有・無		
給付確認検査の分割実施に伴う支払の有無	有（回以内）・無		
支払手続において使用する通貨	日本国通貨・外貨		
3. 予算関係			
(変更)執行予算 年度、種類、国庫債務又は繰越の事項名、支出科目 ※(変更)実施計画の執行予定の予算の内容によらない場合、執行する内容に記載を改めること。	令和2年度	本予算・補正（第次）・国庫債務（カ年）・繰越（明許・翌債・事故）	
	事項名		
	歳出年度	会計（勘定）	項
	令和2年度	自動車安全特別会計（空港整備勘定）	空港整備事業費
	予算事項	目	目の細分)又は費途別区分)
	空港整備事業費	測量設計費	
(変更)執行予算額	別添封緘済み封筒内の積算調書等を参考		
示達経理簿登記及び確認者（経理担当課担当者）	所属・担当・確認印		
	航空局総務課予算・管財室 経理第一係		
4. その他			

(備考) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4縦とする。
2 必要に応じて適宜事項を加除して使用するものとする。

実施概要及び理由書

令和 2 年 4 月
航空局航空ネットワーク部
首都圏空港課

1. 業務の概要

(1) 業務名

羽田空港機能強化に係る情報提供・意見把握検討等業務

(2) 業務内容

本業務は羽田空港における新飛行経路の運用開始後である令和2年度においても引き続き、新飛行経路の運用状況や、騒音・落下物等に対する対策、騒音値の状況等について、主に飛行経路下の住民を対象に情報提供に取り組むとともに、意見把握を行うものである。

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和3年3月31日まで

2. 実施理由

羽田空港の機能強化については、関係自治体や航空会社等の関係者との協議を経て、令和2年3月29日から新飛行経路の運用を開始している。一方で、できるだけ多くの方々の理解を頂くため、新飛行経路の運用開始後においても引き続き、新飛行経路の運用状況や、騒音・落下物等に対する対策、騒音値の状況等について、正確でわかりやすい情報提供に取り組むとともに、意見把握を行う必要があるため。

随意契約理由書

航空局航空ネットワーク部首都圏空港課長



1. 件名

羽田空港機能強化に係る情報提供・意見把握検討等業務

2. 指定業者

株式会社博報堂

3. 適用条項

会計法第二十九条の三第四項 契約の性質又は目的が競争を許さない場合
予算決算及び会計令第百二条の四第三項 契約の性質又は目的が競争を許さない場合

4. 随意契約理由

羽田空港の機能強化については、関係自治体や航空会社等の関係者との協議を経て、令和2年3月29日から新飛行経路の運用を開始している。一方で、できるだけ多くの方々の理解を頂くため、新飛行経路の運用開始後においても新飛行経路の運用状況や、騒音・落下物等に対する対策、国際線の増便による効果等について、正確でわかりやすい情報提供に取り組むとともに、引き続き意見を把握する必要がある。

本業務は、上記のことを達成するため、幅広い情報提供や意見把握等を行うものである。

本業務を適切に実施するためには、マーケティング及び広告業務に係る豊富な知識及び経験を有する民間事業者からの提案を元に進めていくことが必要であり、価格面の競争ではなく技術面の提案による競争が不可欠であることから、最も優れた提案を行った民間事業者を選定することができる企画競争方式により発注することとした。

企画競争を実施した結果、上記業者が高い評価を受けたことにより、上記業者の企画提案書が特定されたことから、会計法第二十九条の三第四項及び予算決算及び会計令第百二条の四第三項により、上記業者と随意契約を締結するものである。

以上

第48号書式（第59条第4項）

契約担当官等補助者任命簿

予算執行職員等の責任に関する法律第2条第1項第12号の補助者を下記のとおり任免する。

契約番号 _____

契約件名 _____

任命印		発令年月日	補助者の官職氏名	備考
本官又は 代理官	代行機関			
			官署名 課名 官職 氏名	
			官署名 課名 官職 氏名	
			官署名 課名 官職 氏名	
			官署名 課名 官職 氏名	
			官署名 課名 官職 氏名	

備考

- 一部の事務のみを補助させる補助者については、備考欄にその旨を記載すること。
- 表題の「契約担当官等」の部分には、契約によって支出負担行為担当官、分任支出負担行為担当官、契約担当官又は分任契約担当官の何れかを記載すること。

第48号書式（第59条第4項）

支出負担行為担当官補助者任命簿

予算執行職員等の責任に関する法律第2条第1項第12号の補助者を下記のとおり任免する。

契約番号 令和2年度第 号

契約件名 羽田空港機能強化に係る情報提供・意見把握検討等業務

(補助者の事務の範囲)				
任命印		発令年月日	補助者の官職氏名	備考
本官又は 代理官	代行機関			
			官署名 国土交通省航空局 課名 首都圏空港課 官職 国土交通事務官 氏名 鍛本 浩司	
			官署名 課名 官職 氏名	
			官署名 課名 官職 氏名	
			官署名 課名 官職 氏名	
			官署名 課名 官職 氏名	

備考

- 一部の事務のみを補助させる補助者については、備考欄にその旨を記載すること。
- 表題の「契約担当官等」の部分には、契約によって支出負担行為担当官、分任支出負担行為担当官、契約担当官又は分任契約担当官の何れかを記載すること。

第48号書式（第59条第4項）

支出負担行為担当官補助者任命簿

予算執行職員等の責任に関する法律第2条第1項第12号の補助者を下記のとおり任免する。

契約番号 令和2年度第 号

契約件名 羽田空港機能強化に係る情報提供・意見把握検討等業務

(補助者の事務の範囲)				
1 契約相手方の選定に関する調書の審査 2 仕様書その他関係書類の審査 3 予定価格の積算調書の審査				
任命印		発令年月日	補助者の官職氏名	備考
本官又は 代理官	代行機関			
			官署名 国土交通省航空局 課名 首都圏空港課 官職 国土交通事務官 氏名 飯田 修章	
			官署名 課名 官職 氏名	
			官署名 課名 官職 氏名	
			官署名 課名 官職 氏名	
			官署名 課名 官職 氏名	

備考

- 一部の事務のみを補助させる補助者については、備考欄にその旨を記載すること。
- 表題の「契約担当官等」の部分には、契約によって支出負担行為担当官、分任支出負担行為担当官、契約担当官又は分任契約担当官の何れかを記載すること。

第48号書式（第59条第4項）

支出負担行為担当官補助者任命簿

予算執行職員等の責任に関する法律第2条第1項第12号の補助者を下記のとおり任免する。

契約番号 令和2年度第 号

契約件名 羽田空港機能強化に係る情報提供・意見把握検討等業務

(補助者の事務の範囲)				
1 契約相手方の選定に関する調書の作成 2 仕様書その他関係書類の作成 3 予定価格の積算調書の作成				
任命印		発令年月日	補助者の官職氏名	備考
本官又は 代理官	代行機関			
			官署名 国土交通省航空局 課名 首都圏空港課 官職 国土交通技官 氏名 塚本 智茂	
			官署名 課名 官職 氏名	
			官署名 課名 官職 氏名	
			官署名 課名 官職 氏名	
			官署名 課名 官職 氏名	

備考

- 一部の事務のみを補助させる補助者については、備考欄にその旨を記載すること。
- 表題の「契約担当官等」の部分には、契約によって支出負担行為担当官、分任支出負担行為担当官、契約担当官又は分任契約担当官の何れかを記載すること。

第1号様式（第4条、第5条関係）

監督職員、検査職員任命簿

契約番号 令和2年度 第 _____ 号

契約件名 羽田空港機能強化に係る情報提供・意見把握検討等業務

任命印			通知番号 発令年月日	監督 検査 の別	監督・検査職員	監督・ 検査の 範囲	備考
契約 担当官 等	契約 担当課 長	工事等 担当課 長			氏名		
				監督	<u>官署名</u> 国土交通省航空局 <u>課名</u> 首都圏空港課 <u>官職</u> 国土交通技官 <u>氏名</u> 塚本 智茂	総括 監督員 全般	
				監督	<u>官署名</u> 国土交通省航空局 <u>課名</u> 首都圏空港課 <u>官職</u> 国土交通事務官 <u>氏名</u> 高橋 直暉	主任現場 監督員 全般	
				監督	<u>官署名</u> 国土交通省航空局 <u>課名</u> 首都圏空港課 <u>官職</u> 国土交通事務官 <u>氏名</u> 横田 悠人	現場 監督員 全般	

備考 1. 監督検査の範囲欄には、監督の範囲と共に総括監督員、主任現場監督員及び現場監督員の区分を併記すること。

2. 用紙の寸法は、日本産業規格A列4とする。

見 積 書

¥ _____

但し 羽田空港機能強化に係る情報提供・意見把握検討等業務

国土交通省航空局競争契約入札者心得及び仕様書等を承諾の上、見積りします。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
氏 名

印

支出負担行為担当官

国土交通省航空局長 和田 浩一 殿

羽田空港機能強化に係る
情報提供・意見把握検討等業務

仕様書

令和2年4月

国土交通省航空局
航空ネットワーク部首都圏空港課

1. 業務の目的

本業務は羽田空港における新飛行経路の運用開始後である令和2年度においても引き続き、国際線の増便によるメリットや効果、新飛行経路の運用状況、騒音・落下物対策、騒音値の状況等について、主に飛行経路下の住民を対象に情報提供を行うものである。

2. 業務の内容

1) 情報提供の実施

発注者と事前に協議を行った上で、以下の手法により、羽田空港機能強化に係る情報提供を実施する。手法及び数量は以下を基本とするが、より効果的となる手法がある場合には、発注者と協議する。

① ホームページの更新

羽田空港の機能強化の必要性及びその実現方策、騒音対策、落下物対策等を掲載しており、メールフォームにて幅広く意見を伺うホームページ「羽田空港のこれから」(PC版、スマホ版)(*1)及びホームページ内の情報を要約したランディングページ(*2)について、掲載情報の更新を行う。また、「羽田空港のこれから」内に開設しているメールフォームに投稿された意見について、分類を行うとともに、その件数の推移を把握する等、取りまとめを行い、報告する。

*1 <https://www.mlit.go.jp/koku/haneda/>

*2 <https://www.mlit.go.jp/koku/haneda/lp/index.html>

② メディアでの発信

以下のメディアで、羽田空港機能強化に係る情報発信を実施する。

- ・ 新聞折込チラシ(首都圏エリア、6紙に各2回)
- ・ WEB上でのバナー広告(12ヶ月)
- ・ 空港フリーペーパー広告(4C1Pを1回以上)
- ・ ポスティング広告(5区程度に各2回実施)

- ・ 経済誌広告（3誌に各1回）

③ ニュースレターの作成

第6フェーズの住民説明会における意見内容や羽田空港における新飛行経路の運用状況、騒音・落下物等に対する対策等について飛行経路下の住民の方々に対して継続的に情報提供することを目的としたニュースレターの作成を行う。

- ・ 通常版3回、各40,000部程度
- ・ 地域版3回、各6,000部程度

④ コンテンツの作成

以下のコンテンツを作成する。

- ・ 羽田空港ターミナルの常設情報発信拠点において展示する資料
A1パネル（5枚程度）

⑤ 報道クリッピング及びそれに基づく報道傾向分析

羽田空港の機能強化に関して取り上げられた新聞、雑誌、WEB記事、テレビ番組等を随時クリッピングし、報道傾向や影響等について、分析・把握する。

⑥ 電話窓口の運営

令和2年4月4日から電話窓口を開設し、オペレーター1席以上を整え、電話対応を行う。対応マニュアルの素案や参考資料については、発注者から交付を行う。また、対応した内容について、分類を行うとともに、その件数の推移を把握する等、取りまとめを行い、報告する。

窓口の対応時間は、7:00～20:00（土・日・祝含む）とし、窓口の終了時期については、発注者と協議を行う。窓口開設に係る諸経費及び光熱費等の維持管理費については全て受注者が負担する。

⑦ 羽田空港の機能強化に関する世論分析

WEB記事に対して寄せられたコメントやSNSにおける発言等について、拡散状況や住民の方々への影響を分析し、結果について整理、報告する。

⑧ 研修の実施

航空局の担当職員が、メディアに対して適切に対応出来るよう、研修を実施する。

⑨ その他の情報発信手法の提案

上記以外のより効果的な情報提供の手法等について、随時、提案するとともに、発注者の求めに応じ、協議の上、実行する。

2) 情報提供・意見把握の実施結果・効果の収集、分析

1) の実施結果の収集整理及び効果の分析を行い、発注者の要請に応じ、結果・効果を報告する。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和3年3月31日（水）までとする。

4. 業務の実施

- (1) 本業務の実施にあたっては、監督職員と密接な連携を保ちつつ作業を進めるものとする。
- (2) 受注者は、本業務の内容を十分に把握の上、契約締結後14日以内に業務工程表及び作業方法等に関する計画書を作成の上、監督職員に提出すること。
- (3) 業務打合せは、監督職員が必要と認めた時に行うものとする。また、受注者は打合せの記録を取りまとめ、打合せ後速やかに監督職員へ提出するものとする。
- (4) 作業の方針、内容等において疑義が生じた場合は、その都度、監督職員と十分に協議した上、その指示に従うものとする。
- (5) 監督職員は履行期間中、随時、業務実施状況の報告を求めることができる。

5. 報告書、成果物

(1) 資料等

①仕様書で実施した業務の取りまとめ

調査検討結果等を取りまとめ、その内容について監督職員と協議し、報告書を作成する。

成果物は、紙媒体で3部納入すること。また、一太郎、Word、Excel、PowerPointにより作成したデータを電子媒体(CD又はDVD等)で3枚(部)納入すること。

②成果物の帰属先

成果物の著作権は全て発注者に帰属する。著作者人格権については、これを行使してはならない。

(2) 提出先

国土交通省航空局航空ネットワーク部首都圏空港課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館

(3) 提出期限

令和3年3月31日

6. 資料の貸与

本業務を行うにあたり必要となる資料のうち、当局が所持しているものについては契約後貸与する。業務完了後は速やかに返却すること。

7. 検収

本業務は、当局検査職員の成果物に対する検査合格をもって検収とする。

8. 流用等の禁止

当局から提出する資料及び本業務の実施により得られたデータ等の成果物を無断で流用し又は発表してはならない。

9. 他機関への委託

本業務の一部の実施を他社へ委託する場合には、事前に監督職員と協議を行うこととし、契約書に基づき必要な申請の手続きを行うこと。

10. その他

本業務の実施にあたっては、監督職員と十分に打合せを行い、本仕様書に記載なき事項については、その都度、監督職員と協議の上、処理することとする。

11. 作業責任者

受注者は、本契約に関する責任者を定め、その氏名その他必要な事項を通知しなければならない。

羽田空港機能強化に係る情報提供・意見把握検討等業務 提案内容の仕様書反映対比表

仕様書	仕様書(案)	企画提案書
<p>② メディアでの発信 以下のメディアで、羽田空港機能強化に係る情報発信を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新聞広告(全国紙、15段モノクロ、6紙に各1回) ・ 新聞折込チラシ(首都圏エリア、6紙に各2回) ・ 交通広告(首都圏エリア、3ヶ月) ・ WEB上でのバナー広告(12ヶ月) ・ 空港フリーペーパー広告(4C1Pを1回以上) ・ 経済誌広告(3誌に各1回) 	<p>② メディアでの発信 以下のメディアで、羽田空港機能強化に係る情報発信を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新聞広告(全国紙、15段モノクロ、6紙に各1回) ・ 交通広告(首都圏エリア、3ヶ月) ・ WEB上でのバナー広告(3ヶ月) ・ 空港フリーペーパー広告(4C2Pを2回以上) ・ 経済誌広告(3誌に各1回) 	
<p>⑧ 研修の実施 航空局の担当職員が、メディアに対して適切に対応出来るよう、研修を実施する。</p>	<p>記載なし</p>	